

外部委託管理の実施状況

令和2年2月
日本年金機構

	平成29年8月 (SAY企画との契約締結当時)	平成30年8月以後 (調査委員会の提言を踏まえた要領等改正後)	令和2年度
履行開始前検査	仕様書等において、履行開始前に打合せを実施することや事業担当部署の指定する日までに作業員名簿及び守秘義務契約書を提出することは定めていたが、履行体制に関する履行開始前検査の実施については定めていなかった。	- 従来の規定に加え、履行開始日の10日前までに運用仕様書に記載された履行体制、履行方法、情報セキュリティ体制等を準備させ、確認する検査を履行開始日の3日前までに実施することを定めた。 - 履行開始日の前日までに不適事項の改善が確認できない場合は業務履行を開始させないことを仕様書に定めた。	令和2年度も継続して、下記取組を適切に行い、外部委託業務の管理を実施する。 ①履行開始前検査で、履行体制、履行方法、個人情報等保護及び情報セキュリティ体制を整備して、外部委託業務を適正に行うことができるかの確認。 ②履行中検査で、履行開始前検査において確認した内容の遵守状況が適切であるかの確認。 ③定例会議の実施や監督職員等の業務管理で、履行中に仕様書等のとおり外部委託業務が実施されているかの確認。 ④納品時検査で、納品成果物が適正であるかの確認。 ⑤履行後検査で、外部委託業務の履行終了後に個人情報等の返却・完全消去又は廃棄状況の確認。
履行中検査	- 履行中検査の実施について定めていたが、その内容は情報セキュリティ体制の検査が中心となっていた。 - 業務開始後、新規事業者は1か月以内、既存事業者は3か月以内に検査を実施することとしていた。	- 情報セキュリティ体制に加え、履行体制、履行方法及び履行開始前検査における確認事項の実施状況等の検査を実施することとした。 - 検査は原則履行開始後1か月以内に実施することとした。	⑥履行後検査で、外部委託業務の履行終了後に個人情報等の返却・完全消去又は廃棄状況の確認。
履行中管理	会議を毎月1回開催することを定めていたが、会議における確認項目については定めていなかった。	毎月1回開催する定例会議における確認項目及びその確認項目の確認方法、議事録の様式について定めた。	・なお、事務センターにおいては、各グループの監督職員等が実施していた外部委託業務管理について、外部委託業務管理専任の監督職員等を配置することにより、履行中の外部委託業務管理の強化を図ることとしている。
納品時検査	納品時における品質及び数量についての検査実施は定めていたが、具体的な検査手法は定めがなく、事業担当部署に委ねられていた。	納品時検査の手法（検査内容・検査方法等）を事業担当部署が定め、その検査手法について、調達管理部が、適正な検査が可能であるかの審査、承認を実施することを定めた。	(参考：令和元年度検査実施状況・12月末現在) 履行開始前検査 189件 (内 検査項目で不適事項 8件) 履行中検査 322件 (内 検査項目で不適事項 19件) 納品時検査 2,455件 (不適事項なし) 履行後検査 269件 (不適事項なし)
履行後検査	事業担当部署により、外部委託業者に業務終了後「個人情報等の返却・廃棄等に関する報告書」を提出させ、確認を行うこととしていた。	- 個人情報等の返却又は完全な消去・廃棄の確認項目について検査調書に追加した。 - 事業担当部署は、業務終了後速やかに当該検査調書に基づく検査を行い、調達企画部にその結果を報告し、調達企画部は、その報告内容を確認し、必要に応じて事業担当部署に再検査の実施を指示することとした。	なお、履行開始前検査及び履行中検査において確認した不適事項については、即時に指示を行い、全件改善されている。

	平成29年8月 (SAY企画との契約締結当時)	平成30年8月以後 (調査委員会の提言を踏まえた要領等改正後)	令和2年度
組織的 管理	事業担当部署は、履行開始前、履行中に問題が発生した場合はリスク統括部へ事件事故事務処理誤り報告を行うこととしていた。ただし、コンティンジェンシープランや緊急を要する場合の対応については定めていなかった。	- 事業担当部署に加え、調達企画部は各検査の実施結果及び定例会議の議事録を確認し、問題の兆候を把握した場合はリスク統括部への報告を事業担当部署に指示することとした。 - リスク統括部は、報告内容により、リスク管理委員会（緊急を要する場合はリスク管理委員会の委員長）に報告し、コンティンジェンシープランの発動及び特別監査の実施を判断することとした。	令和2年度も継続して、調達企画部が、各検査の実施結果及び定例会議の議事録を確認し、問題の兆候を把握した場合はリスク統括部への報告を指示するなど、組織的管理を行っていくこととしている。
監査	事業担当部署による外部委託業者の管理状況等については監査していたが、外部委託業者自体を監査する体制は構築されていなかった。	- 外部委託監査要領を制定し、監査部内に新たに監査第3グループを設置。 - 新たな体制のもと、事業担当部署による外部委託業者の管理状況の確認（外部委託管理監査）と外部委託業者における履行体制・履行方法・情報セキュリティ体制等のルール準拠性の確認（外部委託先監査）を実施することとした。 「案件区分1」等、優先度の高い外部委託契約を選定し、外部委託先監査においては外部専門家を活用した監査を実施することとした。	令和2年度の追加事項として、 - 委託要領(手順書)等が個人情報を取り扱う上で十分な情報セキュリティを備えているかの検証・提言 - 外部委託全般に係る課題の提言 - 監査結果の事業担当部署内の横展開などに取り組むこととしている。